

3. 幼稚園教諭二種免許状

(2024 年度以降入学生適用)

1. 教職課程について

教職課程は、教育職員免許法および同法施行規則にもとづいて授与される教育職員免許状を取得するための課程です。こども育成学科では所定の単位数を修得することで幼稚園教諭二種免許状を取得することができます。

教育職員免許状を取得するためには、卒業に必要な単位数を修得することとは別に、この課程で定められた所定の単位を修得し、都道府県教育委員会に免許状申請をしなければなりません。本学では、卒業時に免許状が交付されるよう教務部が本人に代わり一括して申請を行っています。

2. 免許状の取得要件について

教育職員免許状を取得するためには、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に規定する基礎資格と所要単位を、次の表の(1)～(5)のとおり、修得しなければなりません。

	(1)基礎資格	(2)領域及び保育内容の指導法に関する科目	(3)教育の基礎的理解に関する科目等	(4)大学が独自に設定する科目	合 計	(5)その他の必修科目 (66 条の 6 に定める科目)
幼稚園 二種 免許状	大学に2年以上在学し、62単位以上を修得すること。	12単位 (13単位) 〔別表1、2〕	17単位 (21単位) 〔別表3〕	2単位 (一) 〔別表4〕	31単位 (34単位)	「日本国憲法」 2単位 「体育」 2単位 「外国語コミュニケーション」 2単位 「情報機器の操作」 2単位 合計8単位

※ 括弧内の単位数は、本学で修得が必要な単位数

■ 別表 1 領域及び保育内容の指導法に関する科目①

文部科学省令に定める大学において修得することを必要とする科目と単位数			本 学 開 設 科 目		
省 令 科 目		単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 上 の 注 意
(改正施行規則附則第7項) 領域に関する専門的事項	健康	一以上の科目を修得	子 ども と 健 康 A	1	すべて教職必修
	人間関係		子どもと人間関係 A	1	
	環境	別表 1 と 別表 2 の 合計 12 単位	(開 設 な し)		
	言葉		子 ども と 言 葉 A	1	
	表現		子 ども と 表 現 A	1	
本学で「領域に関する専門的事項」に必要とする 修得単位数合計				4	

■ 別表 2 領域及び保育内容の指導法に関する科目②

文部科学省令に定める大学において修得することを必要とする科目と単位数		本 学 開 設 科 目		
省 令 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 上 の 注 意
保育内容の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	別表１と 別表２の 合計 12 単位	保 育 内 容 総 論	2	すべて教職必修
		子 ども と 健 康 B	1	
		子 ども と 言 葉 B	1	
		子 ども と 環 境	1	
		子 ども と 人 間 関 係 B	1	
		子どもと表現B（音楽表現）	1	
		子どもと表現B（造形表現）	1	
		子どもと表現B（身体表現）	1	
本学で「保育内容の指導法」に必要とする 修得単位数合計			9	

■ 別表3 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本 学 開 設 科 目			
科 目		単位数	授 業 科 目	単位数	履修上の注意
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教 育 原 理	2	教職必修 ※1を含む
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教 職 論	2	教職必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		—		※1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教 育 心 理 学	2	教職必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育・障がい児保育	2	教職必修
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教 育 課 程 総 論	2	教職必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教 育 方 法 論	2	教職必修
	幼児理解の理論及び方法		子どもの理解と保育・教育相談	2	教職必修
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)				
教育実践に関する科目	教育実習	5	教 育 実 習 指 導	1	教職必修
			教 育 実 習 I	1	教職必修
			教 育 実 習 II	3	教職必修
	学校体験活動		—		開設なし
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	教職必修
本学で「教育の基礎的理解に関する科目等」に必要とする 修得単位数合計				21	

■ 別表4 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本 学 開 設 科 目		
省令科目	単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 上 の 注 意
大学が独自に設定する科目	2	別表1～3の最低修得単位数を越えて修得した単位を「大学が独自に設定する科目」に算入できる。 単位不足とならないよう別表1～3の単位を修得すること。		

■ 別表5 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本 学 開 設 科 目		
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 上 の 注 意
日本国憲法	2	日 本 国 憲 法	2	すべて教職必修
体 育	2	ス ポ ー ツ ・ 健 康 科 学 I	1	
		ス ポ ー ツ ・ 健 康 科 学 II	1	
外国語コミュニケーション	2	英 語 I	1	
		英 語 II	1	
情報機器の操作	2	情 報 処 理	2	

3. 教育実習

幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、「教育実習」が義務付けられており、本学では「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」を履修し、単位を修得することが必要です。「教育実習Ⅱ」は、大学での事前・事後の指導（講義、演習、オリエンテーションなど）を含みます。

4. 教育実習の履修要件について

教育実習は、免許状取得を目指す学生にとって貴重な学習の機会です。同時に、実習先は園児にとって日常の教育・生活の場でもあります。したがって、こども育成学科では、教育実習の履修要件を設けており、これらの要件を充足しない場合は、教育実習の履修を認めません。また、教育・保育実習指導室が実習をする上で大きな困難があると判断した場合は、実習に行くことはできません。詳細は、学科配布資料「学外実習について」に記載しています。

- ① 実習開始までに以下の科目の単位を修得（履修中を含む）していること。ただし、履修中であっても、単位修得の見込みがない場合は、実習に行くことはできません。
 - ・教育実習Ⅰ：教育実習指導、教育課程総論
 - ・教育実習Ⅱ：教育原理、ピアノⅠ、ピアノⅡ、教育実習Ⅰ
- ② 2年次以降の教育実習の履修にあたっては、第1年次において14単位以上を修得し、かつ累計GPA値1.00以上または直前の学期GPA値1.00以上であること。
- ③ 「教育実習指導」について、以下の条件を満たさない場合は単位認定しません。
 - 1) 出席時間数が総授業時間数の5分の4以上であること
 - 2) 正当な理由なく無断欠席しないこと
 - 3) 提出物の期限を厳守すること
- ④ 実習前および実習期間中に以下の項目に該当した場合は、実習を中断または中止することがあります。
 - 1) 事前オリエンテーションを無断遅刻、無断欠席した場合
 - 2) 実習中に無断遅刻、無断欠勤した場合
 - 3) 実習先のきまり（実習生の心得を含む）に違反した場合
 - 4) 誓約書に違反した場合
 - 5) 健康等の理由により実習継続が困難と判断された場合